

農薬の安全使用等の総合的な推進（継続）

2,513(2,702)百万円の内数

対策のポイント

農薬使用者・販売者等を対象とした講習会の実施、記帳の指導、農薬の残留状況の確認等、農薬の適正使用を徹底するための取組みを推進します。

ポジティブリスト制度

・食品衛生法の改正により、残留農薬基準を全ての農薬及び農作物について適用する制度（ポジティブリスト制度）が平成18年5月に施行されました。この制度は国内外で使用されている原則すべての農薬について、残留農薬基準を設定し、基準を超える食品の販売等を禁止する制度です。食品に残留する農薬等については、これまでと同様、農畜水産物の生産段階において適正な使用や管理を行なうことが重要です。

政策目標

農薬の安全かつ適切な使用の確保

1 事業内容

(1) 農薬の安全使用の推進

農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催、モニタリング調査に基づく指導等の実施

農薬の適正使用の徹底のため、農薬適正使用アドバイザー育成研修、活動推進等の実施

農薬使用者の農薬使用状況の調査及び記帳指導の実施

農薬使用時の飛散の状況及び非意図的な農薬の残留状況等の調査の実施

(2) 農薬販売者等の研修指導

無登録農薬の販売の取締り及び安全な農薬の取扱い確保並びに不適正な使用者への販売を防止するための農薬販売業者への研修指導の実施

農薬の飛散防止技術に係る研修指導の実施

(3) 農薬の残留状況の確認調査

農薬の農作物、土壌等への残留量の調査等の実施

2 事業実施主体

都道府県

3 交付率

定額(1/2以内)

4 事業実施期間

平成17～21年度

5 平成19年度概算決定額

食の安全・安心確保交付金

2,513(2,702)百万円の内数

【担当課：消費・安全局 農産安全管理課】